カフェテリア制度利用規程

（目的）

第１条　この規程は、エイチ・アイ・エス健康保険組合の被保険者及び被扶養者の健康保持増進及びリフレッシュ等を目的とする保健事業の実施をカフェテリアプラン方式(選択型福利厚生制度という。以下、本制度という)により円滑に行うことを目的とする。

２　本制度の利用者の範囲は当健保の被保険者及びその被扶養者とする。

（本制度のサービス内容）

第２条　提供するサービス内容は、健康保険組合の保健事業である保健指導宣伝、疾病予防、体育奨励及び保養所の利用等に関するもので、健康維持促進、生活習慣病予防或いは育児支援・介護支援などに寄与する幅広い事業を含むものとする。

２　本制度のサービス内容の詳細は別途定め、組合会の承認を得る。

３　新規サービス科目の導入については理事会の議決を経て定めるものとする。ただし、既存サービス科目に属するメニューの追加、変更、削除については常務理事の決済とする。

（本制度の運営）

第３条　本制度は、運営を外部委託できることとし、運営に当たっては、原則として健保組合のホームページ内のカフェテリア専用サイトを利用する。また、別途必要な場合は紙媒体等も利用する。

２　被保険者一人一人に対し、本制度専用のユーザーＩＤとパスワードを付与し、被保険者はユーザーＩＤとパスワードの管理に責任を負うものとする。

（カフェテリアポイントの付与）

第４条　被保険者に対しカフェテリアポイント（1ポイント＝1円）を付与する。

２　付与するカフェテリアポイント数および条件は、組合会の議決により決定する。

３　健康保険組合の財政に甚大な影響を与えることが想定される場合、カフェテリアポイントの付与を、組合会の議決により中止することができる。

４　カフェテリアポイントの付与時期および有効期限については、組合会の議決により決定する。

５　カフェテリアポイントは、換金することはできない。

（カフェテリアポイントの失効）

第５条　次の事項が発生した場合は、カフェテリアポイントは失効する。

(1)　カフェテリアポイントの有効期限が過ぎた場合

(2)　被保険者の資格を喪失した場合

第６条　本制度を利用しようとする者は、健保組合のホームページからカフェテリア専用サイトまたは指定された先にアクセスし、それぞれ指定された申込方法にて申込を行う。また、利用可能なカフェテリアポイント数を確認し、その範囲で利用申込を行う。

（利用の取消）

第７条　本制度の利用申込を行った者が利用申込の取消を行う場合は、カフェテリア専用サイト及び指定された先の方法で取消を行う。

２　一定の期日を経過した後の利用申込の取消の場合、利用契約により違約金が発生する場合がある。

３　違約金は申込者の負担とし、申込者が指定先に支払うものとする。その場合、カフェテリアポイントは使用できない。

（利用者の心得）

第８条　本制度利用者は次の事項を遵守しなければならない。

(1)　本サービスの利用のために定められたメニュー毎の利用方法等を遵守すること。

(2)　利用者は本制度の利用者としての資格を第三者に譲渡、貸与、売却並びにこれらに準ずる行為は行なわないこと。

(3)　本制度で得た各メニューの利用権等を第三者に譲渡、貸与、売却並びにこれらに準ずる行為は行わないこと。

（利用上の注意）

第９条　本制度申込者のうち、次の事項が発生した場合は、カフェテリアポイントは付与しない。

(1)　本制度の所定の手続きをしないで利用した場合

(2)　利用者本人の利用可能カフェテリアポイント数を超えて利用した場合

(3)　本制度を不正に利用した場合

２　前項の場合において組合が損害を受けた場合においては、これを利用者に賠償させるものとする。

附　則　この規程は、令和７年４月１日から施行する。